

○坂井市無料職業紹介所設置要綱

平成30年5月1日

告示第99号

改正 令和2年5月1日告示第103号

令和3年4月1日告示第226号

(設置)

第1条 職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条第1項の規定に基づき、無料の職業紹介事業を行うため、坂井市無料職業紹介所（以下「紹介所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 紹介所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
坂井市無料職業紹介所	坂井市坂井町下新庄第1号1番地

(開所時間)

第3条 紹介所の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第4条 紹介所の休所日は、坂井市の休日を定める条例（平成18年坂井市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(業務)

第5条 紹介所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 求職者への職業紹介及び求人者への求職者紹介に関すること。
- (2) 求職者への職業相談に関すること。
- (3) 求人情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他職業紹介に必要な業務に関すること。

(取扱範囲)

第6条 紹介所で取り扱う求職者、求人者、業種及び職種の範囲は、次のとおりとする。

	求職者の範囲	求人者の範囲	業種及び職種の範囲
1	市内に居住する生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第1項に規定する生活困窮者	(1) 市内又は市内から通勤可能な範囲の生活困窮者自立支援法第10条第1項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所 (2) 坂井市就労準備支援事業の協力事業所として登録された事業所	全業種及び全職種

2	市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育施設で就労を希望する者	市内の学校教育法第1条に規定する幼稚園、児童福祉法第7条に規定する保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育施設	保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士及び看護師
---	---	---	------------------------

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日告示第103号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第226号）

この告示は、公布の日から施行する。